

(2014年6月23日)「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書(案)」についての発議者の1人として、日本共産党の賛成討論を行います。

安倍政権は、国民の批判をよそに、解釈改憲による「集団的自衛権」の行使を強行しようとしており、地方議会の役割が問われています。全国では、102の市町村議会で“反対”の意見書や決議を可決しています。“反対”以外にも、行使容認や解釈改憲に「慎重に対応」「慎重なる審議」を求める意見書などを可決した地方議会も那覇市など12議会に上っています。那覇市議会での自民党会派が提案し、公明党も賛成した意見書は、「国民的な議論もなされないままに、なし崩し的に閣議決定を急ぐ姿勢は、余りにも拙速であり、到底容認できるものではない」「国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の立場である。このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は、権力者の恣意に任せられることがあってはならない」「先の大戦で地上戦を経験し、いまだに基地と隣り合わせの生活を県民は、戦争に巻き込まれるとの危惧を抱いている」「平和への強い思いとともに、市民、県民の安心安全な生活を守る立場から、集団的自衛権行使容認の解釈改憲を強引に推し進める安倍内閣に抗議する」と慎重な審議を求めています。

平和都市宣言をしている熊本市議会としても、「憲法9条の解釈改憲を許さない」決議を採択しようではありませんか。

第1の理由は、1内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、立憲主義を破壊する暴挙だからです。歴代の自民党政権は、戦後一貫して「憲法9条の下では、集団的自衛権行使は許されない」との解釈を示してきました。この政府解釈は、戦後半世紀にわたる国会の議論を積み重ねて政府見解として定着し、確定してきたものです。また、「国の交戦権は、これを認めない」と規定した憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限の実力組織である」と説明し、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への

参加については「許されない」という見解を示してきました。この半世紀にわたる憲法解釈を180度覆そうとしているのが安倍政権です。与党での密室協議をつうじて、1 内閣の「閣議決定」で行おうというのは、まさに「憲法破壊のクーデター」ともいえるものです。

地元紙の22日社説では、集団的自衛権については、「密室の協議で結論を出すな」との表題を掲げ、「そもそも憲法解釈の変更で済ませる問題ではない。集団的自衛権の行使が必要と言うのなら、説明を尽くした上で、憲法改正を提起して国民の意思を問うのが筋だ。国際的にも、1 内閣や与党の判断だけで、基本的な安保政策がすぐに変わるということになれば、信用は得られないだけでなく、近隣諸国の無用の警戒心を引き起こしかねない」と戒めています。

第2は、「閣議決定」による「集団的自衛権」の行使容認は到底認められません。そもそも、集団的自衛権とは、「自衛」と名がついていますが、自分を守る「自衛」とは、無縁であり、日本が攻撃されていなくとも、他国が攻撃されたときとともに、武力行使する権利です。つまり、日本が他国の戦争に加わる「攻撃参加権」です。政府が示した閣議決定原案には、「他国に対する武力攻撃が発生」し、時の政権が「わが国の存立が脅かされる」と判断した場合などには、「武力行使が認められる」と書かれています。日本が攻撃された場合でなく、他国での武力行使に日本の自衛隊が加担し、武器を持って戦うというものです。アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争をアメリカが引き起こした際に、自衛隊が「戦闘地域」まで行って、軍事支援を行うこと、つまり、アメリカの戦争のために、日本の若者の血を流すというのが、その正体です。

また、政府は、アフガニスタン戦争やイラク戦争でアメリカの要請に応えて自衛隊を派兵しましたが、憲法9条があったために、①武力行使はしてはならない。②戦闘地域に行ってはならないという2つの歯止めをかけました。その結果、自衛隊の活動は、「非戦闘地域」に限られ、犠牲者を出しませんでした。

今回の与党協議では、「戦闘地域に行かない」という制約を廃止し、自衛隊の活動を拡大することを明らかにしています。アフガニスタン戦争では、武力行使目的でない「後方支援」によって、NATO諸国 21 か国で、1032 人の犠牲者が出ています。「集団的自衛権」の行使を容認すれば、自衛隊はアメリカの戦争のために、殺し殺される状況に追いやられることになり、決して認められません。

第 3 は、日本の歩むべき方向は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」と決意した日本国憲法の立場を堅持し、アジアと世界の平和に貢献する道です。国と国とのあらゆる問題は、戦争でなく平和的・外交的努力によって解決し、平和で友好的な関係をつくりあげいくという大きな流れをおしすすめることこそ、憲法 9 条を持つ日本のすすむべき道ではないでしょうか。赤旗日曜版にも登場され、平和憲法 9 条の大切さを語っておられた自民党元幹事長の古賀誠氏が、「世界」7 月号に登場し、「集団的自衛権の行使容認とは、歴代政権が踏襲してきた平和主義の姿勢を根本的に転換することにほかならない」「現在の国際環境の変化の中だからこそ、戦後日本が貫いてきた平和主義が国際的に役割を發揮していくのではないか」「憲法 9 条に勝る歯止めなど存在しない」と述べておられます。安倍首相に対しては、「日本は地球儀を見ながら歩いて行かなければならない」との大平正芳氏の言葉を引用し、「地球儀を見ながら、後々の世代の人たちのためにも、日本の平和をどう守っていくにか考えてほしい」「日本は『普通の国』にならなくともいい。現憲法のもと、堂々と歩んでいけばいい。戦争に参加することでアメリカと『対等』になっていくことは、誤った道ではないかと思う」「若い方々には、戦争ということに、もっと臆病であってほしい」とも述べておられます。党派を超えて、大いに傾聴に値する発言ではないでしょうか。

最後に、熊本市議会の良識として、「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを求める意見書」を提出できますように、議員各位に賛同をお願いし、日本共産党の賛成討論といたします。